

総務委員会



本件は、さきの5月臨時会における審査の結果、閉会中もなお継続審査を要するものと決定し、その後、閉会中の6月8日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、5月臨時会及び閉会中の審査について、まとめてご報告申し上げます。

まず、5月臨時会における審査について申し上げます。

委員会におきましては、条例制定請求代表者による意見陳述を行ったのち、同請求代表者ほか2名を参考人として出席要請し、

- ・県庁舎の移転が決定した時期に活動を開始しなかった理由、

- ・住民投票を実施するに当たり、重要な判断基準となるコスト面の考え方、

- ・市議会として県の意向を確認しに行くとした場合の見解について質疑を行うなど、種々論議

を行った次第であります。

その後の審査におきましては、理事者に対し、

- ・公会堂の廃止が決定しているにもかかわらず、市庁舎建設の進捗を図らない理由、
- ・住民投票を実施するとした場合に必要となる費用や、夏の参議院議員選挙との同日実施の可否についてただすなど、慎重に審査を行った次第であります。

以上の審査の経過を踏まえ、委員会におきましては、まずは県の意向確認を行うなど、課題の整理を行うことが必要であると考えられることから、さらに慎重に審査を行うために、本議案を継続審査とすべきであるとの意見が出され、全会一致で本議案を閉会中もなお、継続審査を要するものと決定し、あわせて、議会として県への意向確認を行う必要があることを確認しましたので、正副議長、正副委員長及び

関係理事者において、県へ意向確認を行うこととなった次第であります。

次に、閉会中における審査について申し上げます。

委員会におきましては、冒頭、議長から、6月3日に正副議長及び正副委員長において長崎県を訪問し、里見副知事と面会した際の概要について、以下のとおり、報告がなされたのであります。

まず、「県庁舎のある場所は、懇話会の提言にあるように、公共機関の事務所用地などで継続して使うよりも、土地の価値、将来に対する可能性を見出すような土地の利用法で進めていくという考えであるのか、また、「多目的広場」「交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの方向性を中心に検討を進

めていくというお考えであるのか」という問いに対しては、「平成21年から、懇話会を二度設置するなどして、検討している中では、出島の近くということからも、将来の可能性や価値をもっと幅広くやった方がいいという議論や、事務所機能となると、オフィスとして高層になって、出島との調和や景観上の問題もあるのではとの議論もあり、こういう経緯は重いものだと考えている。3つの方向性については、さきの2月定例会でも、長崎県民全体の代表者である県議会に対して説明してきており、このことは今も変わっていない」との回答であったとのこととであります。

次に、「請求代表者から、市庁舎を県庁舎跡地に建設するとした場合に、土地については売買なのか、あるいは無償で提供していただけるものなのか、県の意向を確認してほしい」とい

う要望があったことに対しては、「これまでの経緯、積み重ねがある。県民全体の議論を踏まえながら時間をかけてやっており、長崎市からは正式にはホール機能を含めた提案をいただいで協議もしているところで、いろんな提案にひとつひとつ答えることは難しい。市庁舎の問題は、市や市議会で議論すべきで、お答えする立場にはない。」また、「これまで協議を積み重ねて、手続きは進んでいると認識しており、貸すつもりがあるのかないのかという議論に入ることさえ、お答えしかねる立ち位置まできているのだろうという認識を持っている」という回答であったとのことであります。

委員会におきましては、報告した議長に対し、
・土地を貸すことができるかできないかという議論に入ることさえ、お答えしかねる立ち位置まできているとする県の回答に対する見解、

- ・議長と副知事の話に食い違いがあったとするマスコミ報道に対する見解や、面会したことで感じた率直な意見について尋ねるなど、内容検討の結果、一部委員から、

- ・県庁舎跡地に市庁舎建設をとという主張には、現在のところ、賛同する立場にないが、短期間で多くの市民が署名に賛同している事実を見る限り、市民の声をしっかりと聞き、市政に生かすべきとの立場から、本議案に賛成したいとの意見が出されたのであります。

一方、

- ・今回の約3万人の署名は、市民がまちづくりの未来を真剣に考え、行動し、一定の結果を残した意味は非常に大きく、重く受け止めるべきと判断しているが、県庁舎跡地は県有地であり、仮に住民投票が実施され、賛成者が多数となった場合でも、県が認めないということになれば、

住民投票の意味がなくなってしまうことから賛成できない。

- ・県庁舎跡地活用はあくまでも県が主体であり、平成21年から、懇話会等において協議し、3つの機能を創造するとの方向性を、本年2月の県議会で表明している。

- ・また、今回の県への訪問の際にも、これまでの議論の積み重ねを重く考えるとの見解が示されており、県庁舎跡地に市役所をとすることは、協議する時期ではないくらいに、すでに話は進んでいるという見解であったと考えている。

- ・さらに、土地の無償提供、または売買といった議論すら難しいとの判断を示されていることから、新市庁舎建設における最も重要な課題であるコストについて曖昧なまま、市民に判断を仰ぐための住民投票は適切ではない。

・本市議会でも、平成7年から、20年もの歳月をかけ、公会堂跡地への市庁舎建設を検討し、特別委員会を設置するなどして方針を決定した経緯がある。さまざまな問題を先送りしてきたことによる行政の停滞が、今回の住民投票のために活動された市民の奮起を促したと認識しているが、これまでの状況等を総合的に勘案し、住民投票を行うべきではないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決定した次第であります。

なお、昨日の県議会本会議の一般質問における中村県知事の答弁は、6月8日の当委員会において、毎熊議長より報告を受けた里見副知事のお答えと、見解を異にするものではないかとの意見が出されましたので、市議会を代表して

里見副知事と面会された議長に対し、この点を改めて確認するため、本日、総務委員会を開催しましたので、あわせてご報告いたします。

冒頭、議長から、

・昨日、里見副知事に確認を行ったところ、「従来のスタンスと何ら変わりはないとの答えだった」との説明がっております。

その後、委員会におきましては、昨日の県知事の答弁について、改めて本日、議長が副知事に確認されたところ、「冒頭にご報告した主旨と全く変わっていない」との回答であったとのことでありました。

そこで、今回の県知事の発言を受け、住民投票条例の制定について、改めて市長の考えを確認するため、市長の出席を要請したのであります。

市長からは、

・市庁舎の建設場所について、市長の意見書として、市の考え方や、これに係る経過などについて述べさせていただいた。

長崎の今後のまちづくりの観点、利便性、事業期間、経費など、さまざまな観点から、時間をかけて総合的に検討を重ねてきた結果、公会堂跡地が市庁舎の建設場所として最適地であると考えている。

したがって、県庁舎跡地を、市庁舎建設用地として使わせていただくよう県にお願いする考えはない。

また、地震への対応などを考えると、一日も早く新市庁舎の建設に取り組まなければならないとの強い決意が、改めて述べられたところであります。

なお、本日開催いたしました、委員会での議論を踏まえ、委員会終了後、改めて各委員の本

議案に対する賛否の意思を確認させていただきましたが、変更がなかったことをご報告させていただきます。

以上で、総務委員会における審査報告を終わります。

